

理 由 書

本市における都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）は、昭和39年に「第1号厚木市営廃棄物処理場」を決定し、昭和47年に区域を拡大変更しました。また、昭和58年に「第3号厚木市環境センター」を決定し、平成元年に都市計画区域の分割に伴い、名称（番号）を第2号に変更しましたが、施設建設から約35年が経過し老朽化が進んでいることから、令和元年10月4日に第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設を追加決定し、令和7年12月の供用開始に向け、施設の建設を行ってきたところです。

こうした中、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の整備が概ね完了し、令和7年12月1日の稼働が確実になったことから、第2号厚木市環境センターを都市計画上存置する必要性が失われたため、第2号厚木市環境センターを廃止するとともに、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の名称を第2号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設に変更するものです。